公益財団法人福島県スポーツ協会福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

令和４年度　第１回　常任幹事会レポート

去る６月１７日（金）に開催された標記会議内容についてお知らせします。

次　　第

1　開　　会
2　あいさつ
　福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会　佐藤　靖弘　幹事長
3　出席者自己紹介
4　議長選出
5　協議事項
　(1) 専門部会について
　(2) 登録・認証制度に関わる諸規定の改定について
6　その他
7　閉　会

○　出欠一覧

【常任幹事会】

No.	役　職	氏　名	備　　考	出　欠
1	幹 事 長	佐藤　靖弘	ＮＰＯ法人かがみいしスポーツクラブ理事長	出　席
2	副幹事長	小森　貞治	きたあいづスポーツクラブ会長	出　席
3	副幹事長	杉内　貞夫	一般社団法人にほんまつ城山クラブ理事	出　席
4	常任幹事	宍戸　一郎	もとみやスポーツネットワーク会長	出　席
5	常任幹事	矢吹　　健	ひらたスポーツクラブ会長	出　席
6	常任幹事	小針　孝廣	ＮＰＯ法人西の郷スポーツクラブ理事長	出　席
7	常任幹事	昆野　克昭	ＮＰＯ法人ひめさゆりくらぶ理事長	出　席
8	常任幹事	平山　忠夫	ＮＰＯ法人ただみコミュニティクラブ理事長	委任状
9	常任幹事	江本　節子	ＮＰＯ法人はらまちクラブ理事長	委任状
10	常任幹事	遠藤八十八	ＮＰＯ法人いわきＦスポーツクラブ理事長	出　席

【かがみいしスポーツクラブ】

No.	役　職	氏　名	備　　考	出　欠
1	クラブマネジャー	稲田　俊一		出　席

【県スポーツ課】

No.	役　職	氏　名	備　　考	出　欠
1	主任指導主事	飯塚　悟		出　席

【県スポーツ協会】

No.	役　職	氏　名	備　　考	出　欠
1	専務理事	滝田　勝彦	ふくしま広域スポーツセンター　センター長	出　席
2	事務局長	穐本　哲哉	ふくしま広域スポーツセンター　事務局長	出　席
3	主　　査	阿部　　仁		出　席
4	主　　査	八巻　裕介		出　席
5	主　　査	尾形　陽介	ふくしま広域スポーツセンター　プロジェクトマネジャー	出　席
6	主　　事	渡邉　寿子		出　席

議案１．専門部会について

ア　専門部会「企画運営部会」の設置について

専門部会の設置については、福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程において、「(設置）第２６条　県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。２　専門部会は、第４条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。」となっている。

今年度新たに協議会を立ち上げるにあたり、これまでの準備の過程において、４月書面開催となった総会の資料、令和４年度事業計画では、事業として「専門部会」として計画をした。また、内容については「専門部会を開催し、研修会や交流会の企画運営、広報資料の作成企画等についてこれまでの検討する」と記載しており、これまでの経緯や実際の活動内容等を考えると、事務局では今回設置する部会の名称を「企画運営部会」としたいと考えた。

審議の結果、専門部会「企画運営部会」の設置について承認された。

イ　「企画運営部会」の部会長及び部会員について

事務局案を提示し、人選について説明した。専門部会の構成については、「第２７条　専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。２　専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を得て幹事長が委嘱する」となっている。それらを踏まえて、事務局では、県協議会幹事長を部会長、各地域代表の方を部会員とすることで、各地区に人選をお願いしてきた旨を説明。

事務局案を以下のとおり提示し、承認された。

「企画運営部会」の部会長及び部会員

No.	役　　職	氏　　名	所　　属	地域区分
1	部会長	佐藤　靖弘	ＮＰＯ法人かがみいしスポーツクラブ	県
2	部会員	藤野　美緒	一般社団法人いわしろふれあいスポーツクラブ	県北
3	部会員	鈴木　広美	ＮＰＯ法人たまかわ元気スポーツクラブ	県中
4	部会員	阿久津　光市	ＮＰＯ法人さめがわスポーツクラブ	県南
5	部会員	湯浅　恵一郎	ＮＰＯ法人スポーツクラブバンビィ	会津
6	部会員	平山　真恵美	ＮＰＯ法人ただみコミュニティクラブ	南会津
7	部会員	赤石澤　啓雅	ＮＰＯ法人はらまちクラブ	相双
8	部会員	高田　幸子	ＮＰＯ法人いわき・あいスポねっと	いわき

議案 2. 登録・認証制度に関わる諸規定の改定について

令和４年４月１６日付文書　日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会幹事長名で総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度諸規程等の一部改定の通知があり、それに伴う本県の諸規定の改定について審議。

詳細は、申請書類⑨「スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し」から「スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書」への変更。

このことについて審議をお願いしたところ、承認された。

その他

（１）事務局から、専門部会について以下の通り追加説明をした。

- 令和４年度事業計画に基づき、年間５回程度実施する。
- 基本規程第２９条により、企画運営委員会の招集及び議長は、部会長が行う。
- 企画運営部会では、研修会や交流会の企画運営、広報資料の作成企画等について検討する。

（２）登録・認証制度について、事務局から情報提供をした。

ア　日本スポーツ協会

日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会より、令和４年４月１６日付文書「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」登録有効期間の変更について通知があった。※別紙資料参照

内容については、令和３年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会総会（令和４年２月２２日開催）において、登録有効期間（当該年度の１１月から１年間）に関して見直しの要望があり、令和４年度第１回総合型地域スポーツクラブ全国協議会常任幹事会（令和４年５月２０日開催）及び令和４年度第１回日本スポーツ協会地域スポーツクラブ育成委員会（令和４年６月１日開催）にて協議した結果、登録有効期間の変更及び登録料の取り扱いについて以下の通り決定したとのこと。

○　登録有効期間の変更と登録料の取り扱い

＜登録有効期間＞

令和４年１０月３１日までに登録申請・審査したクラブの認定期間を５か月延長し、令和４年１１月１日から令和６年３月３１日まで（１年５か月間）とする。

＜登録料＞

令和４年１１月１日から令和６年３月３１日までの登録料は７，０００円とする。

（登録料内訳）

・令和４年１１月１日～令和５年１０月３１日分５，０００円（１年間）

・令和５年１１月１日～令和６年３月３１日分２，０００円（５か月間）

このことについて、登録料の納入方法（一括・分割）について問い合わせたところ、日本スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブ全国協議会で検討中であるとの回答があった。

イ　本県の対応

福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程では、令和４年１１月１日～令和５年１０月３１日分（1年間）の登録料が８，０００円となっている。（内訳は全国登録料５，０００円、県登録料３，０００円）

令和５年１１月１日～令和６年３月３１日分（５か月間）の全国登録料が２，０００円になったことに伴い、５か月間の県登録料についても検討しなければならないが、登録規程の変更が必要となるため、全国協議会の登録規程変更を受けてから福島県版の登録規程を変更する旨を伝えた。

ウ　今後のスケジュール

＜申請手続き＞

① 申請書類の提出（７月）

② 登録審査委員会による審査（８月）

③ 登録認定リストを全国協議会へ提出（９月末まで）

④ 登録完了の通知（１０月末まで）

⑤ 登録クラブの通知（１１月）

⑥ 登録料の請求・納入（１２月）

＜登録規程変更手続き＞

① 常任幹事会及び総会による同意（８～９月）

② 県スポーツ協会による承認（１０月）

全国協議会登録規程変更後、県版登録規程の変更が必要であるが、上記の通り登録変更手続きには時間がかかり、正式な変更は１０月になる。１１月の登録クラブの通知に向けて全国協議会登録規程及び県版登録規程が定まっていないが、申請手続きを並行して進めていくことで確認。

エ　主な意見

○　登録のクラブの認定期間の変更に伴い、登録費の変更がある。県の登録費を変更することになれば、臨時に総会を開かなければならない。日本スポーツ協会への登録費の支払いの詳細が決まれば、幹事会、総会を開くことになると思う。今後も、このような変更等の通知が全国協議会から来ることが予想される。各地区にしっかりと伝わるよう連絡体制を整えていく必要がある。

○　今回の常任幹事会の内容については、事務局でレポートを作成し、直接各総合型地域スポーツクラブに配付する予定である。

○　全国協議会の変更を県は、押しつけられている感じがする。全国の登録料当初の５，０００円及び延長分の２，０００円についてどのような事業に支出するのか、全国に説明を求めたい。

○　全国協議会の変更に福島県だけではなく、各都道府県振り回されていると思うが、登録に向けて福島県としても各クラブで申請書類を進めていかなければならない。福島県としての意見は、全国協議会の会議で伝えていく。

○　各地区現場としては、登録認証に向けて動き出している。予算が足りない等の問題もある。全国協議会として、そのような点を踏まえて対応策を出してくれるなら納得できるが、変更点だけ伝えられて、詳細がはっきりしていないことに対して不満を感じる。全国協議会として、しっかりとした制度を作ってほしい。

○　今回の件に限らず、各総合型地域スポーツクラブに事務局からの情報がしっかり伝わっていないことがある。

○　今回の常任幹事会の内容については、事務局から直接各総合型地域スポーツクラブにレポートを配付するので、常任幹事の皆様には、そのレポートをしっかりと確認するよう伝えていただきたい。

○　県の登録料３，０００円については、４月から連絡協議会が始まっていることを考えると、変更せずに会費として３，０００円のまま請求してもよいのではないか。

○　今回の変更内容が各地区の総合型地域スポーツクラブにしっかり伝わるようにしてほしい。

○　今回の意見を事務局として受け止め、具体的な登録料の金額や納入方法については、全国協議会の会議を受けて決定し、伝えていく。